

調査対象者 様

長野県環境部長
(公印省略)
協力：環境省中部地方環境事務所

照明器具のPCB使用安定器に関する調査と期限内処理について（最終依頼）

日頃より、本県の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、高濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している照明器具の安定器は、**令和5年（2023年）3月31日までに全て廃棄処分**することと法律で定められています。そのため、高濃度PCB使用照明器具を設置または保管されている可能性のある建物の所有者様又は建物を借りている事業者様を対象に保有に関する調査を進めてきました。

照明器具のPCB使用安定器に関する調査については、令和2年9月、令和3年8月及び令和3年12月に対象者様に調査票を送付いたしました。令和4年5月末の時点でご回答いただけていないことから、環境省中部地方環境事務所の協力の下、あらためて**最終のお願い**をさせていただくものです。

高濃度PCB使用安定器の保有者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）に基づき、毎年届出が義務づけられているとともに、期限内に廃棄し、処理を行わなければなりません。長野県内にある高濃度PCB使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCOという」）北海道事業所において処理が行われており、処理期限である**令和5年3月31日までに**JESCOへの処理委託（処理に関する契約）を終えていただく必要があります。

つきましては、調査対象者におかれましては、PCB使用安定器がないか、添付した資料をもとに調査いただき、**PCB使用安定器調査事務局**までご回答いただきますようお願いいたします。またPCB使用安定器と判明した場合は、併せて処理委託の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、処理期限を過ぎてもPCB使用安定器を処理しない場合、その保有者は**改善命令**を受ける可能性があります。また、改善命令を受けたにもかかわらず処理しなかった場合は、**3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または両方が併科**されることがありますので、ご注意ください。

【回答方法】 調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、

令和4年8月26日（金）までに投函してください。

※ ご回答がない場合、電話等により問い合わせすることがありますのでご了承ください。

- テナント等建物を借りている場合は、建物の所有者にPCB使用状況をご確認のうえ、ご回答ください。
- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に相談するなど、**安全な方法で実施**してください。

【この調査に関するお問い合わせ先】

長野県PCB使用安定器調査事務局（業務委託先：アクリーグ株式会社）

TEL 0120-48-5684（受付時間 土曜、休日、祝日を除く9:00～17:00）